

魅力あふれる公園づくり構想の事業化検討業務委託 公募型プロポーザル
募集要領

1 業務名

魅力あふれる公園づくり構想の事業化検討業務委託

2 業務内容

仕様書案に記載のとおり

3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査委員会による選考を経て1事業者を決定し、業務を委託する。

4 応募資格

応募者は次の全ての要件を満たすこととする。

(1) 単独の事業者による参加の場合

(ア) 書類提出時点において、刈谷市入札参加資格者名簿（契約検査課所管）に登録されていること。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(ウ) この要項に基づく申請関係書類の提出日から選定結果の通知日までの間に刈谷市入札参加資格停止要領の規定に基づく資格停止処分を受けていないこと。

(エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による手続き中でないこと。

(オ) 国税及び地方税について滞納がない法人

(カ) 過去5年以内に、以下の業務実績を有すること。

国、または自治体等における公園の官民連携事業に関する調査及び検討、事業化に向けた調査及び検討、または、これらに類似する業務委託

(2) 共同企業体（JV）による参加の場合

(ア) 共同企業体の各構成員が、上記（1）の参加資格を満たすこと

(イ) 「魅力あふれる公園づくり構想の事業化検討業務委託共同企業体取扱要領」に準拠すること

(ウ) 共同企業体結成に係る協定を締結していること

(エ) 共同企業体の構成員は、業務期間を通じて、本業務を遂行する業務を連帯して負うこと

(オ) 共同企業体の結成から解散まで、構成企業を変更または追加することは原則として認めない

(カ) 共同企業体の各構成員が、本公募型プロポーザルに参加する単独の事業者または

他の共同企業体の構成員でないこと

5 応募期限等

- (1) 応募期限 : 令和5年7月31日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 応募方法 : 持参又は送付(メールでの応募は不可)
- (3) 提出物書類一式: 正本1部 副本14部(コピー可)
- (4) 提出先 : 後述記載「問い合わせ・提出先」のとおり

6 質問受付・回答

- (1) 本件に関する質問については、様式第1号を用いてメール又は郵送で提出すること。
ただし、提案の状況、審査委員名等に関する質問は受け付けない。
- (2) 受付期限 : 令和5年7月3日(月)から14日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 回答方法 : 質問に対する回答は、刈谷市ホームページに公表する。なお、質問内容によっては、回答しないことがある。
- (4) 回答期限 : 令和5年7月21日(金)(予定)
- (5) 質問先 : 後述記載「問合せ先・提出先」のとおり

7 応募書類

- (1) 提出書類一式は次の通りとし、サイズはA4版(A3折込可)とする。

- (様式第2号) 業務委託申込書
- (様式第3号) 法人等概要書
- (様式第4号) 業務実績書
- (様式第5号) 業務実施体制計画書
- (様式第6号) 企画提案書
- (様式第7号) 見積書(押印省略)
- (様式第8号) 誓約書

※ただし、共同企業体での応募の場合は、下記を提出書類に追加する。

- (様式第1号(7条関係)) 特定業務委託共同企業体入札参加資格確認申請書
- (様式第2号(7条関係)) 使用印鑑届
- (様式第3号(7条関係)) 委任状
- (参考様式(7条関係)) 特定業務委託共同企業体協定書

8 審査・選考方法

- (1) 審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、最も優れた企画提案者を選考する。ただし、評価の平均点が6割未満であった場合においてはこの限りではない。

(2) 審査委員会は、令和5年8月8日(火)に実施する。なお、実施の詳細については、企画提案者に別途通知する。

- ・発表時間：プレゼンテーション15分（パワーポイント可）質疑応答10分程度
※ただし、プレゼン時間は短くなる可能性があります。（別途通知）
- ・発表資料：パワーポイントデータ及びプリントアウト14部を発表当日に持参し提出すること

(3) 審査基準

以下の審査項目により総合的に評価し選考する。

(ア)．実績評価（10点）

審査項目		審査内容	
企業	実績	過去5年	公園の官民連携事業に関する調査及び検討、事業化に向けた調査及び検討、または、これらに類似する業務委託
配置技術者	実績	過去5年	公園の官民連携事業に関する調査及び検討、事業化に向けた調査及び検討、または、これらに類似する業務委託

※P-PFI や PFI 事業などに関するもの

(イ)．業務実施方針評価（15点）

審査項目	審査内容
業務委託の実施方針	業務委託についての理解度
業務実施体制	円滑に業務を遂行できる実施体制や管理・支援体制が構築されているか ※各担当者の人員配置計画
実施工程計画	各工程の業務量と工程計画の整合が図られているのか 年間通してやるべきことが網羅されているのか

(ウ)．技術評価（70点）

審査項目	審査内容
現状把握	本業務の目的達成に有効な基礎条件の整理（調査・分析手法）が適正に提案されているか
官民連携事業スキームの整理	幅広に想定する必要がある事業スキームや管理運営体制の検討手法が的確に提案されているか
市場調査	本業務の目的達成に有効な調査手法が提案されているか アイデアを出してもらうための工夫について提案されているか
事業手法の検討及び事業期間の設定	最適な事業スキームや管理運営体制の検討手法や事業期間の算出方法が的確に提案されているか
事業工程表の策定	ロードマップ作成において、優先順位を決定するための指標の提案や事業化に向けた実現可能な提案となっているのか

独自性	業務遂行に有効な、独自のアイデアをいかした提案となっているのか
-----	---------------------------------

(エ). 価格評価 (5点) ※定量的に評価

審査項目	審査内容
業務委託費	委託料の上限に対する見積価格の評価

※上限額を超えた提案は失格とする

- (4) 選考結果は、応募者全員に郵送で通知することとし、電話等による問い合わせは応じません。

9 委託契約

選考により決定した提案書の提案者と協議の上、事業実施に係る委託契約を締結する。

(1) 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日(金)(予定)

※委託の実施状況によっては、翌年度に繰り越す場合があります。

(2) 委託料の上限

39,000千円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)

(3) 契約に当たっての主な留意事項

- (ア) 提案書の提出及び審査委員会の開催は提案内容及び応募者の審査・選考のためのものであること。
- (イ) 選考は提案内容をそのまま了承するものではないこと。
- (ウ) 契約内容等の協議が整わない場合、業務を遂行できないと認められる場合においては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 「4 応募資格」のない者。
- (2) 審査委員会の委員に個別に接触したとき。
- (3) 同一のプロポーザルに対して、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (4) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (7) その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。
- (8) 委託料の上限額を上回る場合

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。

- (2) 最も優れた企画提案者以外の企画提案書及び発表資料は返却する。
- (3) 提出された書類等は刈谷市情報公開条例に基づき開示する場合がある。
- (4) 提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行うこととする。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 2. 問い合わせ先・提出先

刈谷市 都市公園部 公園整備課 事業推進係 担当 小椋・堀場

住所：刈谷市東陽町1丁目1番地（刈谷市役所6階）

電話：0566-93-5195（直通）

Mail：ksei@city.kariya.lg.jp